

陳 情 書

2022年1月7日

あきる野市議会議長 中嶋 博幸 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

あきる野

青梅市議会会議規則に「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件

第1 陳情の趣旨

あきる野市議会会議規則「議長が紹介議員を任命する」を加える改正を求める。

【議長は、請願者が希望する議員があればこれを尊重して、議員の中から議長が適宜、紹介議員を任命する。】

第2 陳情の原因

あきる野市議会会議規則において、「紹介する議員」と「紹介議員」との規定はあるが、紹介議員が議員とは別の法人格であるとの認識がなく、紹介議員の法的地位の成立手続きについての規定がない。

第3 陳情の理由

- 1 現行の解釈運用において請願書に署名又は記名押印された「紹介議員」と称する者の行為は、私人である請願者と私人としての議員が公務ではない私的行為として、請願の「紹介議員」になる旨の私人間の委任代理契約として行われている。
- 2 この場合、請願書に署名又は記名押印した議員が委員会から「説明を求め」られて議会に登庁に際して傷害を受けたときは、公務災害の適用はない。
- 3 議長職権の公権力行使としての任命によらなければ、紹介議員の公務員非常勤特別職としての法的地位は成立しない。
- 4 委員長が、同規則にもとづいて請願書に署名又は記名押印した自称「紹介議員」を召喚しても、議長から任命されていなければ公務員非常勤特別職としての紹介議員は存在しないから、これに応召した「紹介議員」は私的代理人であり官名詐称である。

委員長は「議長が紹介議員を任命していない」ことを知るべき地位にあるから、紹介議員の資格のない者を召喚すること自体、錯誤であり違法である。

